

防災・災害・危機管理対策の充実強化について

(新潟県市長会)

都市自治体においては、東日本大震災や能登半島地震のような大規模自然災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

国においては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要望する。

1 東日本大震災に係る避難者支援等について

- (1) 「子ども・被災者支援法（略称）」の理念に基づき、避難者の多様なニーズに即した支援施策を推進すること。
- (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村に対して適切な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全確保及び原子力災害対策の強化について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合性審査の結果を分かりやすく説明し、住民の不安解消に努めること。
- (2) 原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むこと。
また、原子力事業者の適格性について、保安規定に定めた基本姿勢を遵守するよう、厳格に指導し、原子力規制検査等による監視を徹底的に行うこと。
- (3) 能登半島地震を踏まえた地震や大雪等の複合災害時における屋内退避と広域避難の具体的方法の明示、原子力防災に必要な資機材の整備やサイバーテロを含むテロ対策等について、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。

また、豪雪時等における安全かつ円滑な避難を確保するため、国の責務として、地域の実情に応じた避難路の整備及び消雪パイプ等消融雪施設の維持管理など除雪体制の整備や住民の輸送手段の確保対策を速やかに実施すること。

併せて、原子力災害対策重点区域全域において、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設（シェルター）の設置促進と、屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も放射線防護対策事業の補助対象とするとともに、維持管理についても責任をもって対応すること。

- (4) 原子力発電所の再稼働を判断する際の必要な手続きについて、国の役割や地元及び周辺自治体の関与のあり方を明確にするとともに、原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、地元県民の理解と信頼が得られるまで十分かつ丁寧に分かりやすく説明を行うこと。

- (5) 原子力災害対策重点区域内の全地域を電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付対象にするとともに、原子力災害対策に係る経費について、財政支援を講じること。

3 国土強靱化に向けた取組の強化について

災害に強いまちづくりを進めるため、社会資本整備総合交付金等の予算を十分に確保するとともに、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算を例年以上の規模で確保すること。

また、有事の際の救援・代替機能を図るため、日本海国土軸の形成と太平洋軸との連携を強化すること。

4 防災・危機管理対策等の充実強化について

- (1) 令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き、万全の措置を講じること。
- (2) 消防団の新入団員が減少傾向にある実態を踏まえ、知識と技術を有する経験豊富な団員の処遇改善を図り、消防団の地域防災力を維持するため、35年以上の在籍団員に対する退職報奨金の新たな支給区分を追加すること。
- (3) 被災者生活再建支援法について、被災世帯数の基準を設けず、被災した全ての世帯が支援を受けられるよう要件を緩和すること。
- (4) 豪雪災害は、その被害の把握には時間を要することから、土砂災害対応等と同様に激甚災害法への位置付けなど、豪雪被害の実態を踏まえた災害対応法制度の拡充を図ること。

また、大雪の特徴を考慮し、大雪による災害救助法適用時における救助可否の判断基準を簡略化するとともに、除雪前、除雪中の写真を不要とするなど、被害状況を把握するための写真添付の省略化を図ること。

- (5) 治水対策を強化するため、田んぼダム整備が流域全域で推進されるための支援を拡充するとともに、スマート田んぼダムの導入などに係る新たな支援制度を創設すること。

また、過去の大規模水害を踏まえ、河道掘削といった流下能力の向上を図るなど、直轄河川の治水対策を推進すること。

- (6) 流域の安全を確保し、住民の生命・財産を守るため、砂防関連施設の重点的・計画的な整備、既設砂防施設の高機能化や適正な維持管理に必要な予算を確保すること。

5 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

日本国政府として、主体的に北朝鮮と直接交渉を行い、拉致問題を一刻も早く全面解決すること。

また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。